



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

521	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
522	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
523	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
524	生活保護法による指定医療機関の廃止	(").....	2
525	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
526	生活保護法による指定医療機関の廃止	(").....	3
527	生活保護法による指定施術機関の廃止	(").....	3
528	生活保護法による医療機関の指定	(").....	3
529	生活保護法による施術機関の指定	(").....	4
530	〃	(").....	4
531	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退	(障害福祉課).....	4
532	障害者自立支援法に基づく指定一般相談支援事業者の指定	(").....	5
533	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	5
534	障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の変更	(").....	5
535	救急病院の認定	(医務課).....	5
536	紀の川用水土地改良区の役員の就任	(農業農村整備課).....	6
537	保安林の指定解除予定の通知	(森林整備課).....	6
538	保安林の指定予定の通知	(").....	6
539	〃	(").....	6
540	〃	(").....	7
541	〃	(").....	7
542	保安林の指定	(").....	8
543	〃	(").....	8
544	〃	(").....	9
*545	使用料の収納事務の委託	(建築住宅課).....	9
○ 公安委員会告示			
25	少年指導委員の委嘱	 9
○ 公告			
	軽油引取税免税軽油使用者証の無効	(税務課).....	11

告 示

和歌山県告示第521号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成24年7月2日まで縦覧に供する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成24年5月1日

2 名称

特定非営利活動法人わかやまスポーツ伝承館

3 代表者の氏名

板倉徹

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市本町2丁目1番地 フォルテワジマ3F

5 定款に記載された目的

この法人は、和歌山県に関する競技者・スポーツ文化・歴史・記録を紹介し、子どもの健全育成に努め、さらには和歌山市の中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第522号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新医 86-21	新宮市国民健康保険直営熊野川診療所	新宮市熊野川町日足322番地	平成 23.9.4

和歌山県告示第523号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医 92-24	新宮市国民健康保険直営熊野川診療所	新宮市熊野川町日足324番地 熊野川行政局4階	平成 23.9.5

和歌山県告示第524号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
------------	-----	-------	--------------

新医 92-24	新宮市国民健康保険直営熊野川診療所	新宮市熊野川町日足324番地 熊野川行政局4階	平成 23. 11. 27
-------------	-------------------	-------------------------	------------------

和歌山県告示第525号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医 93-24	新宮市国民健康保険直営熊野川診療所	新宮市熊野川町日足322番地	平成 23. 11. 28

和歌山県告示第526号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	廃 止 年 月 日
新訪 4-21	株式会社のぞみ	新宮市下本町2丁目4番地1	訪問看護ステーションのぞみ	新宮市神倉4丁目3番5号	平成 23. 9. 30

和歌山県告示第527号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した施術機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田柔 31-20	山下讓	山下整骨院	田辺市神子浜1丁目24番11号	平成 24. 3. 31

和歌山県告示第528号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定				指 定
-----	--	--	--	-----

番 号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	年月日
新訪 5-24	株式会社のぞみ	新宮市下本町2丁目4番 地の1	訪問看護ステーション のぞみ	新宮市下本町2丁目4番 地の1	平成 23. 10. 1

和歌山県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年月日
田柔 39-24	山下讓	山下整骨院	田辺市神子浜1丁目24番11号	平成 24. 4. 5

和歌山県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年月日
西柔 21-24	雑賀章	さいか整骨院	日高郡みなべ町東吉田411-6	平成 24. 4. 16

和歌山県告示第531号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の辞退があったので、同法第69条第3号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 病院又は診療所

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
辻内科医院	田辺市中万呂133-11	辻薫	平成 24. 4. 20
須佐病院	和歌山市吹屋町4丁目30	浦神一浩	平成 24. 4. 25
医療法人紀央会高田整形外科 内科クリニック	和歌山市西庄338-57	高田俊行	平成 24. 5. 1

2 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
---------	----------	--	------------

のぞみ薬局	東牟婁郡串本町古座1035-87	尾鷲俊和	平成 24. 4. 23
-------	------------------	------	-----------------

和歌山県告示第532号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条の30第1項第1号の規定に基づき公示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3031400017	国保野上厚生総合病院指定相談支援事業所	海草郡紀美野町小畑198番地	地域移行支援・地域定着支援	精神障害者	国民健康保険野上厚生病院組合	海草郡紀美野町小畑198番地	平成 24. 5. 1	平成 30. 4. 30

和歌山県告示第533号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011000159	夢あじさい	橋本市恋野1417-1	就労継続支援A型	知的障害者	社会福祉法人橋本福祉会	橋本市恋野1417-1	平成 24. 5. 1	平成 30. 4. 30

和歌山県告示第534号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の変更について、次のとおり届出があったので、同法第69条第2号の規定に基づき公示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
コスモファーマ薬局高松店	和歌山市東高松3-1-24	薬局の所在地	和歌山市東高松3-4-38	和歌山市東高松3-1-24	平成 24. 4. 24

和歌山県告示第535号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称 医療法人稲穂会 稲穂会病院

- 2 所在地 紀の川市粉河756-3
3 有効期限 平成27年5月31日

和歌山県告示第536号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により紀の川用水土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

就任した役員(平成24年4月8日就任)

職名	氏名	住所
理事	岡本彰文	橋本市柏原288番地

和歌山県告示第537号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により、告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除予定保安林の所在場所 海草郡紀美野町長谷宮字柳生谷1049の6(次の図に示す部分に限る。)、1060の89、1060の105、1062の4、1063の3
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び海草振興局並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第538号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村柳瀬字応地1602の1(次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第539号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市本宮町三越字拂郷谷1806(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字拂郷谷1806(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第540号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市面川字若宮1383、1387、1388、1388の1、1391
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第541号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字初湯川字坂本1464、1465の1、1465の4、1466の1、1466の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字坂本1464・1465の1・1465の4・1466の1・1466の2（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第542号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字二川字三瀬川谷北81

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第543号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字西ヶ峯字水ヶ峯1811、1812、字上中畑1856

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第544号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 有田郡有田川町大字西ヶ峯字大津江713の1（次の図に示す部分に限る。）、字鶴脇754の1
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第545号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県営住宅家賃、駐車場及び特定公共賃貸住宅の使用料の収納事務を平成24年4月1日から次の者に委託した。

平成23年和歌山県告示第629号（使用料の収納事務の委託）は、平成24年3月31日限り廃止した。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 御坊市藪677番地 湯川忠
- 和歌山市和歌浦東三丁目3-33 山本真代
- 和歌山市神前602番地 島田盛治
- 和歌山市松江北二丁目7番25号 伊東庸宏
- 有田郡湯浅町山田1392-5 田中美奈子
- 西牟婁郡白浜町堅田845-2 古舘忠夫
- 新宮市井の沢7番26号 中上要

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第25号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により次のとおり少年指導委員を委嘱した。

平成24年5月15日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

氏名	連絡先	活動区域
川俣幸男	橋本市市脇四丁目2番2号 橋本警察署 生活安全刑事課	橋本警察署管内
広畑良次		
森口宗弘		
井尻丈士	伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番1 かつらぎ警察署 生活安全刑事課	かつらぎ警察署管内
大谷典一		
阪中祥晃		

西川文敏	岩出市高塚198番地の1 岩出警察署 生活安全刑事課	岩出警察署管内
谷口勝彦		
山本芳久		
糸田正治	和歌山市栗栖686番地の7 和歌山東警察署 生活安全課	和歌山東警察署管内
西本清		
半田徳夫		
村瀬一也		
森田昌伸		
梶本雅彦	和歌山市吹上一丁目6番30号 和歌山西警察署 生活安全課	和歌山西警察署管内
木村靖		
橋爪茂		
福井浄堂		
山本恒久		
坂下若治	和歌山市松江北二丁目1番41号 和歌山北警察署 生活安全刑事課	和歌山北警察署管内
藤井保夫		
牧野真知子		
妻木茂	海南市日方1294番地24 海南警察署 生活安全刑事課	海南警察署管内
堀田博之		
柳瀬喜生		
嶋田望	有田市宮崎町265番地 有田警察署 生活安全刑事課	有田警察署管内
富山泰尚		
丸市敏子		
赤田修己	有田郡湯浅町大字栖原184番地2 湯浅警察署 生活安全刑事課	湯浅警察署管内
林宇一		
若宮陽子		
伊奈隆司	御坊市湯川町財部237番地1 御坊警察署 生活安全刑事課	御坊警察署管内
切目正		
三輪規		
熊代了三	田辺市上の山一丁目2番1号 田辺警察署 生活安全刑事課	田辺警察署管内
谷本英世		
名越隆行		
愛須崇夫	西牟婁郡白浜町2926番地の82 白浜警察署 生活安全刑事課	白浜警察署管内
金子賢次		
濱口温司		
坂本卓巳	東牟婁郡串本町串本2114番地 串本警察署 生活安全刑事課	串本警察署管内
畑野行広		
藤本正行		
伊藤算志	新宮市緑ヶ丘三丁目2番57号 新宮警察署 生活安全刑事課	新宮警察署管内
杉本登		
田代知美		
松本勉		
柳本利文		

公 告

公 告

次の軽油引取税免税軽油使用者証は、紛失した旨の届出があったので、平成24年4月12日以降無効とする。

平成24年5月15日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

業 種	記 号 番 号	有 効 期 限	免税軽油使用者証に記載された 使用者の住所及び氏名	交付した事務所
漁船以外の船舶	和歌山県 第802461号	平成21年6月9日から 平成24年6月8日まで	東牟婁郡串本町串本630 有限会社南紀シーマンズクラブ	紀南県税事務所